

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券ないし10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、5,000株券および10,000株券。 上記のほか、100株未満の株式については、その株数を表示する株券を発行することができる。ただし、株主は、1単元の株式の数に満たない株式の数を表示する株券については、株券失効による再発行、汚損、毀損、満欄の場合を除き、発行を請求することはできない。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社本店、全国各支店 当社の本店、支店（京都、神戸、奈良、滋賀、和歌山、姫路）および支社（東京、東海、北陸）
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
株券再発行	無料
不所持株券の発行・返還	無料
単元未満株式の 買取り・買増し	
取扱場所	大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社本店、全国各支店 当社の本店、支店（京都、神戸、奈良、滋賀、和歌山、姫路）および支社（東京、東海、北陸）
買取・買増手数料	1単元当たりの株式の売買の委託に係る手数料に相当する金額を以下の算式により算定し、これを買取請求株式数又は買増請求株式数で按分した額 〔算式〕 1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以下の金額につき 1.150% ・100万円を超える500万円以下の金額につき 0.900% <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) 但し、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。</p>
公告掲載方法	大阪市において発行する朝日新聞および毎日新聞
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社の定款の定めにより、株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができない。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (3)単元未満株式の買増しを請求する権利